

期日前投票所における投票用紙の二重交付について

第20回統一地方選挙の期日前投票所において、既に投票済みの選挙人に対し、相模原市長選挙の投票用紙を誤って再度交付する事案が発生したため、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日時

令和5年4月6日（木）午後3時12分頃

2 発生場所

大野北公民館期日前投票所（相模原市中央区鹿沼台1-10-20）

3 事件・事故の内容、経過（現在の状況・原因など）

相模原市長選挙及び神奈川県知事選挙を3月31日（金）に既に投票済みの選挙人に対し、期日前投票の宣誓書の交付欄に投票済みの印がついていたにも関わらず、相模原市長選挙の投票用紙を再度交付したものです。

神奈川県知事選挙につきましては、投票用紙の交付はしていません、

4 投票の取扱い

投票箱に投函された今回の市長選挙の投票は、投票用紙が特定できないため、他の投票と同様に取り扱います。

5 今後の対策（再発防止策等）

本件につきまして、各区選挙管理委員会を通じ各期日前投票所に周知するとともに、従事者に事務手順の指導を徹底し、改めて注意喚起を行い、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先

中央区選挙管理委員会事務局

直通電話 042-769-9259

対応責任者氏名 梶原